

高知市立城西中学校 学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 5 日策定

平成 31 年 2 月 27 日改訂

1 はじめに ～いじめについての基本的な考え方～

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる問題であり、将来にわたって、生徒の心身に重大な影響を与える極めて深刻な人権侵害である。嫌がらせ・陰口等の暴力を伴わないものであっても、生命または心身に重大な危険を生じさせる可能性がある。本校ではこの基本認識にたって、いじめの克服に向けて取り組む。

(1) 学校の現状と課題

「未来をつくる 自分づくり なかまづくり」の学校教育目標のもと、主体的・対話的で深い学びを目指した授業づくりを中心にすえ、これを支える健やかな心身の成長に向けて、キャリア教育、人間関係づくり等に取り組んでいる。しかし、依然、登校しにくい生徒や発達上の課題をもった生徒、人権感覚や仲間との良好な人間関係の構築に課題がある生徒もおり、更にいじめ問題への意識を高めていく必要がある。

(2) 学校の基本的な認識

- ① いじめ防止対策推進法第 2 条に鑑み、被害生徒の苦痛を共感的に理解し、軽微なものも看過することなく積極的にいじめを認知して、組織として適切な対応をすることが必要である。暴力・恐喝などの犯罪行為として取り扱われるべきものはもちろん、仲間はずれや無視、からかい等の「暴力を伴わないいじめ」(ネットいじめも含む)も、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであることを理解して、迅速に対応にあたる。
- ② 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(集団内の不安や緊張)を理解し、加害と被害が容易に入れ替わったりすることや、いじめをはやし立てたり面白がったり、また、いじめを見て見ぬふりをし、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、生徒たち自身に尊重し合える人間関係について主体的に考えさせることが重要である。
- ③ 特別な支援が必要な生徒がいじめを受けたり、したりする場合は、その特性に十分に留意して本人及び周囲の生徒の指導を行う必要がある。

(3) いじめ防止等に向かう学校の姿勢

いじめの防止、早期発見、いじめへの対応において、学校体制を整備し、家庭、地域、関係機関と連携して組織的に対応する。また、生徒集団に大きな影響を与える教員自身の人権感覚を常に問い直し、互いに研鑽し合える職場を目指す。

2 いじめ防止のための取組

いじめの根本的な克服のために、いじめが生まれる背景を踏まえつつ、授業で主体的に学べる生徒を育成しつつ、生徒の自尊感情を育み、自他の存在を共に認め合える充実した学校生活の構築に取り組む。

- (1) 授業改善及び教員の人権意識向上等を目指す資質向上に向けた校内研修の充実
 - ① 全教員が事前・事後研を伴う公開授業の実施
 - ② 教員の言動により、生徒の人権を侵害したり、いじめを助長したりすることがないように、指導の在り方等についての研修の実施
 - ③ どのような事象が問題となるのか、いじめ認知について共通理解を図る研修の実施
 - ④ 特別な支援を要する生徒に対する指導・支援方法についての研修の実施
- (2) いじめを予防する相談体制の整備
 - ① 生活日誌(Diary)での担任との交流
 - ② 定期的な二者面談(担任と生徒)の実施
 - ③ カウンセラー・SSW・養護教諭と教員の連携
- (3) 子どもの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進
 - ① 道徳心を養うための道徳教育や人権教育によるいじめに向かわない素地づくり
 - ② スクールワイドPBS理論に基づいた生徒の良さを認める指導の組織的展開
 - ③ 生徒会活動、係活動等の活躍の機会を与え、承認し、活動を支える指導
 - ④ 職場体験等をはじめとした学校行事を利用した人や社会とつながる喜びや大切さに気付く体験的学習の機会確保
 - ⑤ あったかプログラム等の人間関係づくりプログラムの計画的な推進
 - ⑥ ネット上のいじめを予防する情報モラル教育の充実
- (4) 「いじめ防止」について、子ども・保護者・地域と共に学ぶ、広報・啓発活動の推進
 - ① 学級、学年通信、学校便り等を通して、保護者に子どもの様子をよく観察したり、子どもと話し合ったりする機会を設けるよう啓発
 - ② P T A研修会でいじめについての講演会等による研修の実施
 - ③ 地域学校協働本部・地区補導委員会での広報・啓発活動や情報の共有

3 いじめの「早期発見」「早期対応」に向けての取組

- (1) いじめの早期発見(積極的な認知)のために講じる手立て
 - ① いじめを早期発見する相談体制の整備(スクールカウンセラー・学校カウンセラー・SSW, 養護教諭等との連携)による情報収集
 - ② 休み時間等の教室や廊下での教職員等による見守り
 - ③ 校内組織である運営委員会, 学年主任会, 生活指導委員会, 不登校支援委員会, 人権・総合部会, 特別支援部会(それぞれ隔週で実施)等での日常的できめ細かな生徒の情報交換(遅刻, 欠席等の状況, 気になる行動等の記録と情報共有)
 - ④ 定期的なアンケート調査の実施
 - ⑤ 学級担任による日誌(Diary)指導, 定期的な面談等による日常的な情報収集
 - ⑥ 保護者や地域との連携による情報収集
- (2) いじめの早期対応のための組織的な対応

いじめの発見・通報に対しては「疑い」でも真摯に傾聴し, 学級担任や担当教員だけで抱え込まず, 学校におけるいじめの防止・対策等のための組織として設置する「いじめ防止・対策委員会」に報告して情報を共有し, 速やかに以下に示す対応を始める。

(3) 重大事態に関する組織的な対応

いじめ防止対策推進法第28条に定められる重大事態が発生した場合は、「いじめ防止・対策委員会」は、直ちに高知市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。さらに、高知市教育委員会と今後の調査を行う主体等について協議をしつつ、組織的に対応を進める。

(4) 家庭や地域・関係機関と連携した取組

- ① 教育上の指導だけでは十分な効果を上げることが困難で、いじめが犯罪行為として取り扱われると認めるときは教育委員会・所轄警察署と相談して対処する
- ② 被害・加害、両方の保護者に対して、共に子どもを守り、育てるという姿勢で保護者の気持ちに寄り添い支援する

4 いじめ問題に取り組むための「いじめ防止・対策委員会」

いじめ防止・対策委員会は以下のことに取組む。（詳細は別紙の設置要項による）

(1) いじめまたはいじめが疑われる事案が生じたときの組織的対応の中核としての役割

- ① 情報の迅速な共有
- ② 関係のある生徒への事実関係の聴取やアンケート等の調査活動
- ③ 指導や支援の体制・対応方針の決定
- ④ 保護者との連携等の対応（情報の提供等を含む）

(2) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や検証

- ① いじめに関する年間計画（指導計画等）の作成
- ② チェックリストによる定期的な取組の検証と改善

No	項目	チェック
1	学校いじめ防止基本方針に基づいて、いじめに関する取組の年間計画が立てられているか。	
2	年間計画に沿った取組が確実に行われているか。	
3	積極的ないじめ認知が行われているか。	
4	いじめ・防止対策委員会を中核とした組織的対応ができているか。	
5	積極的な関係機関との連携がなされているか。	
6	積極的な地域や家庭との連携がなされているか。	

③ PDCAサイクルによる学校いじめ防止基本方針の見直し

(3) いじめの相談・通報の窓口機能

(4) 家庭や地域・関係機関と連携した活動

- ① P T A組織や地域学校協働本部，地区補導委員会等を活用した地域と連携した対策の推進
- ② 警察，高知県警察本部少年サポートセンター，高知市少年補導センター，児童相談所等との日頃から情報共有と連携

平成31年度 いじめ防止等にかかわる年間計画

月	主な取組	日常的な取組
4	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ認知についての共通理解を図る研修【教職員】 ○ 生徒への指導の在り方の研修【教職員】 ○ 特別な支援を要する生徒に対する指導・支援方法についての研修【教職員】 ○ 生徒情報の共有【教職員】 ○ あったかプログラム ○ 『学校いじめ防止基本方針』の生徒・保護者・地域への説明と共有 ○ 地区補導委員会・地域学校協働本部での情報交換 	<p>○休み時間等の見守り活動</p> <p>○担任による日記（Diary）指導</p> <p>○運営委員会，学年主任会，生活指導委員会，不登校支援委員会，特別支援部会，人権・総合部会等での，日常的できめ細かな情報交換</p> <p>○カウンセラー・SSW・養護教諭との連携</p>
5	○ 担任との二者面談	
6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権参観日（いじめ等についてのPTA研修会）【PTA】 ○ 地域学校協働本部での情報交換 ○ Q-U 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校生活アンケート ○ ネットの使い方講座（高知市補導センター）【1年生】 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ等，子どもの人権にかかわる研修【教職員】 ○ 1学期の振り返りと改善【いじめ防止・対策委員会】 ○ 地域学校協働本部での情報交換 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ○ あったかプログラム ○ 地区補導委員会での情報交換 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担任との二者面談 ○ 地域学校協働本部での情報交換 	
11	○ Q-U	
12	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ防止集会【生徒会】 ○ 特別な支援を要する生徒に対する指導・支援方法についての研修【教職員】 ○ 学校生活アンケート ○ 2学期の振り返りと改善【いじめ防止・対策委員会】 ○ 地域学校協働本部での情報交換 	
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ あったかプログラム ○ 地区補導委員会での情報交換 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担任との二者面談 ○ 学校生活アンケート ○ 地域学校協働本部での情報交換 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年度の振り返りと改善，及び『学校いじめ基本方針』の見直し <p style="text-align: right;">【いじめ防止・対策委員会】</p>	